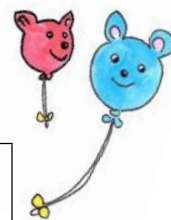


# 2021年度 放課後かまぐらっ子しちりがはま・ふじづか・おおふな 鎌倉市「放課後子どもひろば（アフタースクール）」入所案内

「放課後子どもひろば」（以下、「子どもひろば」）の利用にあたっては、株式会社理究キッズ（指定管理者）が運営する「子どもひろば しちりがはま・ふじづか・おおふな」への利用登録が必要です。アフタースクールは、放課後、小学校から直接「子どもひろば」へ行き、「子どもひろば」内のプレイルーム・図書室や、小学校の校庭、体育館を活動場所として遊ぶことができる事業です。また、地域のボランティア等が実施するプログラムに参加することができます。

## 1 「子どもひろば」の概要について

- (1) **利用資格(次のいずれかに該当する方が対象)** ※利用可能施設は居住地の小中学校区の「子どもひろば」のみ  
 ア 七里ガ浜小学校、富士塚小学校、大船小学校の1年生～6年生  
 イ アの各小中学校区に居住している私国立小学校の1年生～6年生



### (2) 開所時間

「子どもひろば」は、月曜日～土曜日（祝日を除く）に利用可能です。

学校開校日	放課後～	午後5時（4月～9月） 午後4時30分（10月～3月）
学校休校日	午前8時30分～	午後5時（4月～9月） 午後4時30分（10月～3月）

\* 学校休校日とは、土曜日・夏休み等の長期休み・開校記念日・運動会の代休日などです。

\* インフルエンザ等による学級閉鎖の対象になった学級のお子様は利用できません。

（「7 子どもの家臨時利用の申請について」をあわせてご覧ください。）

\* 気象警報等が発表された際には、休所または利用時間を変更することがあります。また、お子様の帰りの安全確保のため、保護者にお迎えのお願いや、早めの帰宅を促す場合があります。

\* 学校開校日は、学校から直接来所することとし、一度帰宅してからの利用はできません。また、子どもひろばの利用中は、自由な外出はできません。

### (3) 休所日

- ア 日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）  
 イ 該当小学校が臨時休校等の時  
 ウ その他市長が認めた日

### (4) 利用料金

利用料は無料ですが、保険料（500円/年度）と参加するプログラムによっては実費がかかります。

## 2 利用登録申請手続き（※子どもの家の入所児童は手続き不要です。）

### (1) 利用登録申請の受付について

ご利用開始希望日に応じて、次の表のとおり申請書類を提出してください。（郵送不可）

申請受付期間	申請場所
2020年11月2日（月） ～利用開始希望日の2週間前まで	・子どもひろばしちりがはま(七里ガ浜小学校区児童のみ) ・子どもひろばふじづか(富士塚小学校区児童のみ) ・子どもひろばおおふな(大船小学校区児童のみ)

\* 年度毎に申請が必要です。

\* 施設開所時間内にご提出をお願いします。

\* 児童がいる時間帯はお待たせしてしまいますので、できれば下記時間帯にお越しください。

（平日）午前10時～12時 （土）午前9時～午後5時

## (2) 利用登録申請に必要な書類について

ア 放課後子どもひろば利用登録申請書

イ 児童健康調査票

\*裏面の地図も作成をお願いします。手書きでなくても構いません。

\*必要に応じて、聞き取りをお願いすることがあります。

## 3 保険料のお支払いについて

保険料は、年度 500 円（税込み）です。

利用登録申請を受け付けたら、決定通知（個人情報登録案内含む）と参加カードをお渡しします。個人情報登録の確認後、4 月以降お振込用紙をご自宅に郵送します。コンビニエンスストア等で保険料のお支払いをお願いします。お支払いの際に振込手数料が 60 円（+税）かかりますので、ご了承ください。

## 4 利用方法について

- (1) ご利用時には必ず「参加カード」をお子様に持たせてください。また、参加カードには保護者による押印をお願いします。なお、参加カードに保護者の押印がない場合、原則、ご利用をお断りさせていただきます。
- (2) 「子どもひろば」への来所時に、「参加カード」で受付をします。受付をすることで保護者にご登録いただいたメールアドレスに入室時間を送信します。
- (3) 「子どもひろば」では、30 分毎に一斉帰宅を行います。退室の際には、入室時と同様に、退室時間をメール送信します。  
\*「子どもひろば」では、職員は退室時間の管理を行いません。お子様自身で退室時間の管理をお願いします。
- (4) 学校休校日等については、昼食はお弁当を持参し食べます（おやつは提供はありません。）。

## 5 「子どもひろば」の登録廃止手続きについて

利用登録後、申請された利用登録期間の終期より前に登録廃止される場合は、『放課後子どもひろば利用登録廃止届』のご提出が必要です。廃止日の 1 週間前までに「子どもひろば」へ提出してください。

\*利用登録期間の終期まで利用される場合は、提出の必要はありません。

\*廃止日をさかのぼって提出することはできません。

\*保険は掛け捨てのため、保険料の還付はありません。

## 6 その他の手続き

### (1) 子どもひろば利用登録児童住所等変更届

「子どもひろば」利用登録中に、住所・電話番号、家庭の状況等に変更があった場合は、『放課後子どもひろば利用登録児童住所等変更届』を「子どもひろば」へ提出してください。住所変更の場合は、「自宅から学校、子どもひろばまでの経路がわかる地図」もあわせてご提出ください。

### (2) 利用登録後の手続き

「子どもひろば」利用登録後に、別途、来所日程や連絡先のご提出をお願いする場合があります。

## 7 『子どもの家臨時利用』の申請について

台風による小学校の臨時休校時や、インフルエンザなどによる学級閉鎖の対象クラスのお子様は、「子どもひろば」をご利用いただけません。ただし、「子どもの家」の利用資格を満たしている場合は、「子どもの家」の『臨時利用』ができます（保護者の都合による『臨時利用』はできません。）。ご利用を希望される場合は事前申請が必要です。詳細は「臨時利用について」をご参照ください。

- (1) 臨時利用ができる要件……………「子どもの家」利用資格を満たしていること
- (2) 提出書類……………「子どもの家」入所申請書類（臨時利用版）

## 8 子どもひろばでの事故等への対応について

「子どもひろば」では、事故等で大事に至らないよう見守りをしています。しかし「子どもひろば」利用中や、来所または帰宅途中にお子様がかげをして病院へ行った場合は、「3 保険料のお支払いについて」のとおりお支払いいただく保険にて、見舞金支給の対象となる場合がありますので、「子どもひろば」の職員にその旨をお申し出ください。

なお、見舞金は保険会社から口座振込によって保護者に支払われます。

- 〔見舞金額〕①けがをしてから 90日以内の通院について、1日につき2,000円  
②けがをしてから180日以内の入院について、1日につき3,000円

## 9 写真掲載について

お子様の活動の様子を写真入りでHPや案内物に掲載することがあります。お子様の写真掲載を希望されない場合は、申請時等に「子どもひろば」へお知らせください。

## 10 入退室管理・メールシステムについて

入退室管理システムにて、お子様の「子どもひろば」への入室及び退室時をお知らせします。

### (1) メール受信について

「迷惑メール対策」や「なりすましメール対策」をされている方については、入退室メールの受信にあたり、下記ドメインからのメール受信ができるようご設定をお願いします。

@riq.co.jp と @manabiyoyaku.com

詳しい操作方法は機種によって異なりますので、携帯電話各社にご相談ください。

### (2) メールアドレスについて

メールアドレスの登録は最大2件とさせていただきます。なお、ご提供いただきましたメールアドレスについては、弊社システムの利用以外の目的では使用しません。

### (3) 送信メールについて

上記の入退室メールに加え、「子どもひろば」からのお知らせメールを送信することもあります。  
(開所・閉所情報、緊急対応、プログラムの案内など)

### (4) その他

- ア システムの都合上、旧漢字・機種依存文字は登録できませんので、ご了承ください。
- イ システムは無料をご利用いただけますが、通信に係る費用は利用者のご負担となります。
- ウ システムからお送りするメールには、返信いただけませんのでご了承ください。

## 11 「放課後かまくらっ子」(放課後子ども総合プラン)について

「放課後子ども総合プラン」は、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験等ができる事業として、国から積極的に推進するよう示されたものです。

鎌倉市では、「放課後子ども総合プラン」として、「放課後子どもひろば(アフタースクール事業)」と「子どもの家(学童保育事業)」を実施し、この2つの事業の総称が「放課後かまくらっ子」となります。放課後かまくらっ子しちりがはま・ふじづか・おおふなは、指定管理者の株式会社理究キッズが運営を行います。

## 12 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、市の公の施設の管理運営を、経営ノウハウを有する民間事業者が行うことで安定した運営を図るとともに、利用者の様々なニーズに効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上とコスト削減が期待できる制度です。

なお、指定管理者制度を導入しても、公の施設の設置目的は変わりません。民営化とは違い、市には施設の設置者としての責任があるので、指定管理者が施設の管理運営を開始した後も、施設の管理運営が適切に行われているかチェックしていく必要があります。また、地方自治法では、指定管理者は、毎年度終了後に市に対して施設の利用状況や収支状況などについて報告することが義務付けられています。

つまり、指定管理者による運営となった場合でも、市の施設であることには変わらず、鎌倉市放課後子どもひろば条例に基づいて運営をします。

また、指定管理が始まると、施設の管理・運営を指定管理者が行うため、各種申請や料金の支払いなどは、指定管理者が対応します。

### 《問い合わせ先》

#### 放課後子どもひろばしちりがはま・しちりがはま子どもの家

〒248-0025 鎌倉市七里ガ浜東5-3-3

電話&FAX 0467(33)2233

#### 放課後子どもひろばふじづか・ふじづか子どもの家

〒248-0064 鎌倉市寺分418-10

電話&FAX 0467(46)5357

#### 放課後子どもひろばおおふな・おおふな子どもの家

〒248-0056 鎌倉市大船2-10-3

電話&FAX 0467(44)1490

#### 株式会社理究キッズ キッズケア事業部 <https://riq-gakudou.com/>

〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5-32 ベイフロント横浜5F

利用の仕方・ご登録については 0800-800-1149

ご意見・ご要望については 0120-009-951

※いずれも受付時間 10:00~18:00(月~金)祝日を除く

